

令和7年度地域通貨を活用したクールチョイスの促進事業に係るあま咲きコイン付与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭部門のCO2削減及び地域経済の活性化を図ることを目的に、この要綱に定められた省エネルギー行動を行った市民等に対し、あま咲きコインを付与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(付与対象)

第2条 次に掲げる事項を全て満たすものを付与対象とする。

- (1) あま咲きコインの会員であること。
- (2) 第3条第1項に掲げる省エネルギー行動をした者であること。

(付与ポイント)

第3条 付与するあま咲きコインは別表1に掲げるとおりとする。

2 付与したあま咲きコインの有効期限は、付与日から2年とする。

(申請方法)

第4条 あま咲きコイン付与の申請は、所定の様式により紙又は電子により申請するものとする。ただし、別表1「EVカーシェアの利用」については、利用店舗での申し出も可とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表1「環境学習来館」及び「環境学習イベントへの参加」については、来館者又は参加者の申し出によるものとする。
- 3 あま咲きコインの付与を受けようとする者は、「あま咲きコイン利用規約」について十分に理解し、同意した上でこの要綱に基づき申請しなければならない。
- 4 あま咲きコインの付与を受けようとする者のうち、紙による申請を行う者は、令和7年度省エネ行動に対するあま咲きコイン付与申請書(様式第1号)(以下「付与申請書」という。)に別表2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。また、電子による申請を行う者は、電子申請フォームに必要事項を記入の上、別表2に掲げる書類を添付して申請しなければならない。
- 5 市長は、付与申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認めた場合には、あま咲きコイン事務局へ付与申請書に記載されたあま咲きコイン会員コード及び付与ポイント数を通知し、あま咲きコインの付与を依頼するものとする。
- 6 ポイント付与の対象は、別表3の期間内に実施した別表1に掲げる省エネルギー行動とする。

(申請期日)

第5条 あま咲きコインの付与を受けようとする者は、令和7年4月1日から令和8年3月13日の期間に申請をしなければならない。ただし、電気使用量の削減については、次に掲げる期間とする。

- (1) 冬季(令和6年12月～2月)削減分
令和7年4月1日～令和7年9月30日

(2) 夏季（令和7年7月～9月）削減分

令和7年10月1日～令和8年3月31日

（付与の取消）

第6条 市長は、この要綱に規定する付与条件を満たしていない、もしくは偽り、その他不正な手段によりあま咲きコインの申請を行ったことが発覚したときは、付与したあま咲きコインの全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により、あま咲きコインの付与を取り消した場合において、当該取消部分に相当するあま咲きコインを既に使用しているときは、取り消したあま咲きコインのポイント数に応じた金額を返金させることができるものとする。

（協議）

第7条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議し、その解決を図るものとする。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、環境創造課長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 省エネルギー行動一覧

行動	対象	概要	実施日	付与ポイント
空調の買い替え	市内在住	空調を省エネ基準達成率 100%以上の機種へ買い替えた場合に付与。	空調の配達日	2,500 (※)
冷蔵庫の買い替え	市内在住	冷蔵庫を省エネ基準達成率 100%以上の機種へ買い替えた場合に付与。	冷蔵庫の配達日	3,000 (※)
エコ通勤	市内在住 (尼崎市職員は対象外)	阪神バス 6 か月通勤定期券 (240 円区間※) を新規購入した場合に付与。 ※料金改定があった場合は改定後の額の区間を対象とする。	定期券の有効期限開始日	3,000
環境学習来館	どなたでも	あまがさきオープンカレッジへの来館に対して付与。	来館日	20
環境学習イベントへの参加	どなたでも	オープンカレッジが主催もしくは企画した環境学習イベントへの参加に対して付与。	参加日	20
うちエコ診断	市内在住	公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施するうちエコ診断を受診した場合に付与 (1 世帯あたり年 1 回限り)。	受診日	500
C02 フリー電気の選択	市内在住	C02 排出係数がゼロの電気を契約し、1 ヶ月利用する毎に付与 (計 12 回分限り)。	請求日	900
EV カーシェアの利用	どなたでも	市内のステーションで EV カーシェアを利用する毎に付与。	利用日	200
エコカーの購入	市内在住	電気自動車や燃料電池車を購入した場合に付与。グリーンビークル補助制度と併用不可。	初度登録年月	7,000
電気使用量の削減	市内在住	前年同期間 (夏季 7~9 月又は冬季 12~2 月 (いずれも使用月)) と比べて電気使用量を削減した場合に付与。比較期間中に転居した場合は対象外。	使用月	電気使用削減量 (kWh) × 0.362 × 20 の積 (切り捨て) (最大 1,500)

(※) 尼崎市内のひょうごスマートライフマイスター店 (別表 4) で購入した場合、ポイント 2 倍

別表2 申請に必要な添付書類

省エネ行動	必要書類
空調・冷蔵庫の買い替え	領収証の写し（購入日、購入店舗、機種がわかること）、リサイクル券の写し、保証書の写し（機種がわかること）、取付先の住所確認書類（上記書類に記載がある場合は不要）
エコ通勤	定期券の写し（両面）
うちエコ診断	診断結果レポートの写し
C02 フリー電気を選択	請求書等の写し（電気のプラン、使用量がわかる明細書等）
EV カーシェアの利用	カーシェア運営会社から発行される利用証、利用履歴画面の写し等
エコカーの購入	自動車検査証記録事項又は車検証情報の写し
電気使用量の削減	対象期間に係る電力会社から毎月送付される電気使用量のお知らせや領収証の写し（住所、氏名、前年同月の電気使用量が確認できること）

別表3 省エネルギー行動の対象期間

行動	対象期間
空調の買い替え	令和7年3月15日～令和8年3月13日
冷蔵庫の買い替え	令和7年3月15日～令和8年3月13日
エコ通勤	令和7年3月15日～令和8年3月13日
環境学習来館	令和7年4月1日～令和8年3月31日
環境学習イベントへの参加	令和7年4月1日～令和8年3月31日
うちエコ診断	令和7年3月15日～令和8年3月13日
C02 フリー電気を選択	令和7年4月1日～令和8年3月31日 ただし、前年度に第1回目の申請をした者は、前年度の行動であっても対象とする。
EV カーシェアの利用	令和7年3月15日～令和8年3月13日 ただし、店舗での申し出については、令和7年4月1日～令和8年3月31日までを対象とする。
エコカーの購入	令和7年3月15日～令和8年3月13日
電気使用量の削減	(冬季) 令和7年12月～令和7年2月 (夏季) 令和7年7月～令和7年9月

別表４ 尼崎市内のひょうごスマートライフマイスター店一覧

会社名	郵便番号	所在
ビーイング	661-0033	尼崎市南武庫之荘 2-24-27
大宝電器	661-0013	尼崎市栗山町 2-2-2
田野電化	661-0974	尼崎市若王寺 2-1-11
中谷電器	660-0064	尼崎市稲葉荘 2-13-24
中島電器	660-0076	尼崎市大島 2-3-12
ナルト電器	660-0892	尼崎市東難波町 1-1-1-1505
片岡デンキ塚口	661-0012	尼崎市南塚口町 6-4-12
ツカタ電化	660-0071	尼崎市崇徳院 2-107
有限会社トーヨー電化	661-0047	尼崎市西昆陽 1-1-29
合通システム株式会社	661-0012	尼崎市南塚口町 3-5-6
中野電気商会	660-0805	尼崎市西長洲町 2-21-6
株式会社あだち電気	660-0892	尼崎市東難波町 2-8-21
有限会社ヒューマン日商電機	660-0812	尼崎市今福 1-1-29-103
阿波電器	661-0002	尼崎市塚口町 5-21
有限会社三電社	661-0001	尼崎市塚口本町 1-1-13